

平成二十二年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部を改正する新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（<u>同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。</u>以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（<u>同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。</u>以下第2において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（以下第2において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

第4 無線設備規則第49条の6の9に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の9の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

4～10 (略)

第5・第6 (略)

第4 無線設備規則第49条の6の9に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の9の伝送設備（以下第4において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

4～10 (略)

第5・第6 (略)